

千葉県道路公社一般競争入札公告 第 1 号

A工事：国道道路改築工事（舗装工その1）

B工事：国道道路改築工事（舗装工その2） の一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

本工事は技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）、「入札書」及び「工事費内訳書」を同時に提出する「一般競争入札（総合評価方式）**同時提出型**」の試行対象工事である。

本公告は、一定の条件を満たす複数の工事において、あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者となった者のしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する案件（以下「一抜け方式対象案件」という。）である。

なお、この入札は、紙入札により執行する。

令和5年8月30日

千葉県道路公社 理事長 北岡 聰

1 一般競争入札に付する事項

【A工事】

- | | | |
|-----------|--|--|
| (1) 工事名 | 国道道路改築工事（舗装工その1） | |
| (2) 工事場所 | 一般国道126号（山武東総道路） 山武郡横芝光町芝崎 | |
| (3) 工事期限 | 令和6年3月22日 | |
| (4) 工事の概要 | | |
| ア 目 的 | 本工事は、一般国道126号山武東総道路二期区間の山武郡横芝光町芝崎地先において、アスファルト舗装工を施工するものである。 | |
| イ 規模及び構造 | 工事延長 L = 300m
表層（排水性舗装）A = 4, 910 m ²
表層 A = 1, 350 m ² 中間層 A = 3, 770 m ²
基層 A = 5, 130 m ² 上層路盤 A = 5, 130 m ² | |
| ウ 工 法 | アスファルト舗装工 | |
| エ 概要図 | 別に配布する工事概要図のとおりである。 | |
| (5) 主要資材 | アスファルト合材 1, 822 t
路盤材 1, 570 t | |
| (6) 予定価格 | 落札決定後公表とする。 | |
| (7) 入札方式 | 本工事は、「入札書」及び「工事費内訳書」の提出時に、「技術資料」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象とな | |

る工事である。

(8) その他

ア 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

イ 本工事は、千葉県県土整備部ICT活用工事(舗装工)試行要領に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

受注者は、契約後、工期始期日から施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用施工を行うことができる。

本工事におけるICT活用施工は、舗装工において、ICT建設機械を用いた施工を行い、ICTを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品することをいう。

また、ICTの活用に係る費用については、設計変更の対象とする。

なお、詳細については特記仕様書及び千葉県県土整備部ICT活用工事(舗装工)試行要領によるものとする。

【B工事】

(1) 工事名	国道道路改築工事（舗装工その2）
(2) 工事場所	一般国道126号（山武東総道路） 山武郡横芝光町宮川
(3) 工事期限	令和6年3月22日
(4) 工事の概要	
ア 目的	本工事は、一般国道126号山武東総道路二期区間の山武郡横芝光町宮川地先においてアスファルト舗装工を施工するものである。
イ 規模及び構造	工事延長 L = 675m 表層(排水性舗装) A = 7, 580 m ² 基層 A = 4, 820 m ² 上層路盤 A = 4, 960 m ² L型側溝 L = 104 m 透水性舗装工(歩道部) A = 369 m ²
ウ 工法	アスファルト舗装工
エ 概要図	別に配布する工事概要図のとおりである。
(5) 主要資材	アスファルト合材 1, 491 t 路盤材 1, 622 t
(6) 予定価格	落札決定後公表とする。
(7) 入札方式	

本工事は、「入札書」及び「工事費内訳書」の提出時に、「技術資料」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。

(8) その他

ア 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第

104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

イ 本工事は、千葉県県土整備部 I C T 活用工事(舗装工)試行要領に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する I C T 活用工事の対象工事である。

受注者は、契約後、工期始期日から施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に I C T 活用施工を行うことができる。

本工事における I C T 活用施工は、舗装工において、I C T 建設機械を用いた施工を行い、I C T を用いた 3 次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた 3 次元データを納品することをいう。

また、I C T の活用に係る費用については、設計変更の対象とする。

なお、詳細については特記仕様書及び千葉県県土整備部 I C T 活用工事(舗装工)試行要領によるものとする。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項（全工事共通）

本案件の工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における舗装工事に登載されている者のうち、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める舗装工事業の建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 4 月 5 日制定）に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。

(2) 資格者名簿における、舗装工事の格付が A 等級である者。

(3) 山武土木事務所又は海匝土木事務所管内（旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、東金市、大網白里市、九十九里町）に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者。

(4) 本工事に 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第 15 条第 2 号イに該当する資格）を有する者を専任で配置できる者。

(5) 過去 15 年間（入札公告の前年度までの 15 か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成 20 年 4 月 1 日～令和 5 年 8 月 30 日））に、本工事と同種工事（国道、県道及び一般自動車道における車道部の舗装工を含む工事）を元請で施工した実績がある者。

ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成 7 年 11 月 7 日制定）に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常 J V」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。

(6) 経常 J V で参加した場合には、その構成員は参加することができない。

(7) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ア この工事に係る設計業務等の受託者

商 号 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

所在地 東京都渋谷区本町三丁目 12 番 1 号

商 号 セントラルコンサルタント株式会社
所在地 東京都中央区晴海二丁目 5 番 24 号

商 号 株式会社福山コンサルタント
所在地 東京都千代田区神田岩本町四丁目 14 番

イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

3 総合評価に関する事項（全工事共通）

（1）総合評価の方法

ア 評価方法を特別簡易型とする。

イ 「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を 20 点とする。

ウ 「加算点」の算出方法は、下表（2）の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に 20 点 の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（2）価格以外の評価点の算定方法

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去 10 年間の同種工事の施工実績により評価する。	2 点	国・県等の実績	2 点
		市町村等の実績	1 点
		その他の実績又は実績なし	0 点
イ 工事成績評定	6 点	80 点以上	6 点

・千葉県所掌工事及び千葉県道路公社発注工事(舗装)における過去の工事成績評定点の平均により評価する。 ・対象となる評定点がない場合は、平均点を65点とみなす。	～ -4点	80点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75点以上	4点
		75点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70点以上	2点
		70点未満65点以上	0点
		65点未満	-4点
ウ 優良工事表彰対象工事 ・過去2か年度間の舗装工事における優良工事表彰対象工事を評価する	2点	優良工事表彰対象工事あり	2点
		なし	0点
エ 技術開発の実績・新技術等の活用 ・関連分野「アスファルト舗装工(ICTを除く)」に関する技術開発の実績又は当該工事への新技術等の活用を評価する	1点	技術開発の実績あり又は新技術等を当該工事に活用	1点
		なし	0点
オ ICT活用工事の実施 ・当該工事において「千葉県県土整備部ICT活用工事試行要領」に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価する。(詳細は試行要領の別添「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のとおり) 【対象工種】ICT舗装工	1点	活用あり	1点
		なし	0点
カ 不誠実な行為 ・千葉県所掌工事又は千葉県道路公社発注工事における過去の不誠実な行為の有無	0点 ～ -4点	なし	0点
		過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	-2点
		過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	-4点
キ 配置予定技術者の施工経験 ・過去10年間の同種工事の施工経験により評価する。	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
ク 主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事又は千葉県道路公社発注工事における過去4か年度間に完成した「舗装」での工事成績	2点	80点以上の実績あり	2点
		なし	0点
ケ 若手技術者・女性技術者の配置 ・若手技術者(40歳未満)又は女性技術	1点	配置あり	1点

者で主任技術者と同等の資格を有する者を現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価		なし	0点
コ 継続教育 (CPD) の取組状況 ・各団体((一社) 全国土木施工管理技士会連合会又は (公社) 日本技術士会)の推奨単位の取得状況を評価	1点	実績あり	1点
		なし	0点
サ 地域精通度 ・過去 10 年間の当該管内(山武土木事務所)での施工実績により評価	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
シ 災害協定締結の有無 ・協定(「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」(県建設協))の締結を評価	3点	山武土木事務所との細目協定の締結あり 細目協定とは、本件工事箇所の区域を適用対象とするものに限る。	3点
		千葉県との基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
		なし	0点
ス 営業拠点 ・当該管内の本店有無を評価する。 (当該管内とは本件工事箇所に係る土木事務所(平成 16 年 3 月 31 日時点)の区域をいう。)	2点	当該管内に本店あり	2点
		なし	0点
セ 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績、千葉県内在住の障害者雇用実績、千葉県内在住の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の女性雇用実績	1点	いづれか 1 件に該当	1点
		該当なし	0点
ソ 手持工事量の状況 ・千葉県所掌工事及び千葉県道路公社発注工事(舗装)における「過去 2 か年度間の平均受注額」と「年間受注額」との比率	1点	1. 0未満	1点
		1. 0以上	0点
タ 総合評価方式での履行義務違反 ・千葉県所掌工事又は千葉県道路公社発注工事における総合評価方式での履行義務違反について評価する。	0点 ～ - 2点	なし	0点
		工事成績評定点の減点措置あり	- 2点

イ 価格以外の評価項目における同種工事に該当する工事

- ・企業の施工実績に求める同種工事とは、車道部の舗装工で舗装施工総面積が 2000 m²以上の工事を元請として施工した工事をいう。
- ・配置予定技術者に求める同種工事とは、車道部の舗装工で舗装施工総面積が 2000 m²以上の工事を元請として施工管理実績がある工事をいう。

ウ 各項目の評価対象期間

- ・企業の施工実績、地域精通度

過去 10 年間の同種工事の実績及び当該管内での工事施工実績は、入札公告の日の属する年度を除く、10 か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間（平成 25 年 4 月 1 日～令和 5 年 8 月 29 日）に完成した工事を評価する。

- ・工事成績評定

工事成績の平均点の評価対象とする工事は、以下の工事を対象とする。

- 1 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去 2 か年度間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）に完成した千葉県発注及び千葉県道路公社発注の総合評価方式で落札した同工種の工事成績を評価の対象とする。
- 2 ただし、上記 1 に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去 2 か年度間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）に完成した千葉県及び千葉県道路公社発注の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。
- 3 ただし、上記 2 に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去 5 か年度間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）に完成した千葉県及び千葉県道路公社発注の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。

- ・優良工事表彰対象工事

過去 2 か年度間の優良工事表彰対象工事とは、令和 3 年度（令和 2 年度完成工事）又は令和 4 年度（令和 3 年度完成工事）の当該工種において、千葉県優良建設工事表彰要綱第 2(1)～(5)<1>の全てに該当する優れた工事をいう。

- ・不誠実な行為

千葉県所掌工事又は千葉県道路公社発注工事における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「過去 2 年間指名停止あり」については指名停止期間（令和 3 年 8 月 30 日～令和 5 年 8 月 29 日）にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く）

不誠実な行為による「過去 1 年間に文書注意あり」については文書注意日（令和 4 年 8 月 30 日～令和 5 年 8 月 29 日）にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く。）

- ・技術開発の実績・新技術等の活用

当該工事の関連分野での技術開発の実績（特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録）は、入札公告の日から遡って 10 年間（平成 25 年 8 月 30 日～令和 5 年 8 月 29 日）に登録された技術開発を評価する。

当該工事の関連分野での新技術等の活用のうち、特許権及び実用新案権の技術活用は、入札公告の日から遡って 10 年間（平成 25 年 8 月 30 日～令和 5 年 8 月 29 日）に登録された技術活用を評価する。NETIS 登録の活用は、入札公告の日の前日時点（令和 5 年 8 月 29 日）で NETIS に掲載されている技術活用を評価する。

- ・配置予定技術者の施工経験

配置予定技術者の過去 10 年間の同種工事の施工経験は、入札公告の日の属する年度を除く、10 か年度間及び当該年度の入札公告の前日までを加えた期間（平成 25 年 4 月 1 日～令和 5 年 8 月 29 日）に完成した工事を評価する。評価対象期間に出産や育児等による休業期間がある場合は、評価対象期間を延長する。また、途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。

・主任（監理）技術者の工事成績

主任（監理）技術者として施工した同工種の工事成績は、直近の過去 4 か年度間（令和元年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）に完成した千葉県所掌工事又は千葉県道路公社発注工事を評価する。

評価対象期間に出産や育児等による休業期間がある場合は、評価対象期間を延長する。また、途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。

・総合評価方式での履行義務違反

千葉県所掌工事又は千葉県道路公社発注工事における総合評価方式での履行義務違反は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去 1 か年度間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）の履行義務違反を評価する。

エ 手持工事量比率の算出方法

・手持工事量比率＝年間受注額÷過去 2 か年度間の平均受注額

「年間受注額」とは、入札公告の日から遡って 1 年間（令和 4 年 8 月 30 日～令和 5 年 8 月 29 日）に契約した建設工事の受注額の合計額とする。ただし、工事請負代金額 500 万円未満の建設工事を除く。

「過去 2 か年度間の平均受注額」とは、令和 3 年度及び令和 4 年度に契約した建設工事の受注額の合計を 2 で除した額とする。ただし、工事請負代金額 500 万円未満の建設工事を除く。

オ 配置予定技術者を複数枚提出している場合は、配置要諦技術者に係る「キ 配置予定技術者の施工経験」、「ク 主任（監理）技術者の工事成績」、「ケ 若手技術者・女性技術者の配置」及び「コ 継続教育（CPD）の取組状況」の評価点の合計値が最も低い技術者で評価するものとする。

カ 「千葉県所掌工事」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局所掌の工事とする。

キ 「シ 災害協定締結の有無」における細目協定とは、本件工事箇所の区域を適用対象とするものに限る。

ク 「ス 営業拠点の所在地の有無」における当該管内とは、本件工事箇所に係る土木事務所（平成 16 年 3 月 31 日時点）の区域をいう。

6 評価内容の担保

「エ 技術開発の実績・新技術等の活用」、「キ 配置予定技術者の施工経験」、「ク 主任（監理）技術者の工事成績」、「ケ 若手技術者・女性技術者の配置」、「コ 継続教育(CPD)の取組状況」について、履行状況の確認を行う。

受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考查項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

7 I C T 活用工事に係る技術の活用

本工事では総合評価落札方式における新技術の活用での評価対象外とする。

上記に定めのない事項については、「千葉県総合評価方式ガイドライン（令和5年5月）」に基づき行うものとする。

4 入札執行

本案件は、工事毎に資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、低入札価格調査の結果により有効な入札がなくなった場合は入札を取り止めることとする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内ではない場合は、再度入札を行うこととし、この場合、改めて通知する。なお、再度入札の回数は2回とし、再度入札においても内訳書の添付を必要とする。

(1) 入札書（入札金額書）受付期間（全工事共通）

ア 期 間 令和5年10月4日(水)から令和5年10月6日(金)まで
イ 時 間 午前9時から午後5時まで 【必着】
ウ 提出先 千葉県道路公社 総務部 総務企画課
〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
電話 043(227)9331
エ 提出方法 郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る）
持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。
オ 注意事項 「入札書」提出時に「誓約書」、「入札参加資格確認結果通知書」（写）も提出すること。

(2) 「技術資料」、「工事費内訳書」、「誓約書」、「入札参加資格確認結果通知書」（写）と同じ封筒に入れ提出すること。

なお、「入札書」と「工事費内訳書」については、それぞれ個別の封筒に入れ、のり付けをした上で、「技術資料」、「誓約書」、「入札参加資格確認結果通知書」（写）と同じ封筒に入れること。

(3) 開札について

ア 日 時 【A工事】令和5年10月17日(火)午前10時00分
【B工事】令和5年10月17日(火)午前10時30分
イ 場 所 千葉県道路公社 本社
千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
ウ 注意事項 入札参加業者は開札の立ち会いについて、別添「立会確認書」によりFAXにて送付すること。

5 入札参加資格の確認等

本案件は、工事毎に一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）又は建設工事に係る一抜け方式入札実施要領（令和3年3月22日制定）

第5条（3）に定める別紙（以下「一抜け方式別紙」という。）について、の提出期間中に、資格確認資料を郵送又は託送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

資格確認資料については、参加を希望する工事のうち、開札順が一番早い案件にのみ提出すること。参加を希望するその他の工事については、一抜け方式別紙のみを提出すること。なお、提出がない工事については、競争参加資格を認めない。

なお、持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

また、提出期限以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

（1）資格確認資料の提出期間等

ア 期 間 令和5年9月13日(水)から令和5年9月15日(金)まで
イ 時 間 午前9時から午後5時まで【必着】
ウ 提出先 千葉県道路公社 総務部 総務企画課
〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
電話 043(227)9331
エ 提出方法 郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）
オ 提出部数 2部

（2）入札参加資格の確認結果通知

令和5年9月25日（月）以降、郵送により通知する。

（3）注意事項

「技術資料」、「入札書」、「工事費内訳書」、「誓約書」についての提出日は後日となるので、「資格確認資料」と同じ封筒には絶対入れないこと。

6 技術資料の提出

入札参加を希望する者は、工事毎に別に配布する「技術資料」又は一抜け方式別紙を、郵送又は託送により提出しなければならない。

技術資料の提出については、参加を希望する工事のうち、開札順が一番早い案件にのみ提出すること。その他の参加を希望する工事については、一抜け方式別紙のみを提出すること。

なお、提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

（1）提出期間等

ア 期 間 令和5年10月4日(水)から令和5年10月6日(金)まで
イ 時 間 午前9時から午後5時まで【必着】
ウ 提出先 千葉県道路公社 総務部 総務企画課
〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
電話 043(227)9331
エ 提出方法 郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る）
※「入札書」と「工事費内訳書」については、それぞれ個別の封筒に入れ、のり付けをした上で、「技術資料」、「誓約書」、「入札参加資格確認結果通知書」（写）と同じ封筒に入れること。

オ 提出部数 2部

（2）技術資料の様式

千葉県庁県土整備部技術管理課ホームページより最新の様式をダウンロードして用いる。

7 契約条項等を示す場所

本案件の工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧及び無償配布を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間

令和5年8月30日（水）から令和5年9月12日（火）まで

（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 縦覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

千葉県道路公社 総務部 総務企画課

千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話で申し込むこと。

希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配布

希望者に、次により設計図書等を無償で配布する。

なお、工事毎に配布するものとする。

ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 申込先及び配布場所

千葉県道路公社 総務部 総務企画課

千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

イ 申込方法

希望者は、令和5年8月30日（水）から令和5年9月12日（火）までに、千葉県道路公社へ電話（会社名、住所、電話番号、担当者名及び工事名を連絡すること）により申し込むこと。（県の休日を除く。午前9時から午後5時まで）

また、一度申し込んだものを取り消す場合も申込期間内に連絡すること。

ウ 配布期間 令和5年8月30日（水）から令和5年9月12日（火）まで

エ 配布時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、千葉県道路公社理事長あてに、次のとおり工事毎に書面で提出すること。

ア 提出期限 令和5年9月20日（水）まで

イ 時 間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出先 千葉県道路公社 総務部 総務企画課

千葉市中央区中央2-5-1 電話 043(227)9331

質問に対する回答は、令和5年9月22日（金）までに行う。

8 入札保証金 免除

9 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の **100 分の 10** に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の **110 分の 100** に相当する金額とすること。

10 工事費内訳書の提出

(1) 本案件の入札参加を希望する者は、工事毎に入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

なお、工事費内訳書は、原則として県の定めた様式を使用するものとする。

ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることもできるが、この場合は次に定める要件を備えていることを要する。

ア 内訳については、原則として縦覧用または配布用設計図書等の項目ごとに数量、単価、金額を明記する。

イ 記載を要する項目については、工事種別ごとに次の表のとおりとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

(2) 工事費内訳書は、「入札書」と同時に提出することとし、「入札書」「技術資料」「誓約書」と同じ封筒に入れ郵送又は託送すること。（書留郵便等、記録の残るものに限る。）

ただし、「工事費内訳書」及び「入札書」はそれぞれ個別の封筒に入れ、のり付けをした上で、「技術資料」、「誓約書」、「入札参加資格確認結果通知書」（写）と同じ封筒に入れること。

(3) 工事費内訳書は、「千葉県道路公社発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（平成 27 年 3 月 24 日制定）（以下、「取扱要領」という。）によるものとする。

(4) 取扱要領第 5 条の規定による「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

11 調査基準価格

(1) 本案件は全件、低入札価格調査制度が適用される入札である。よって、調査基準価格を設定する。

(2) 当該調査基準価格の設定については、建設工事等低入札価格調査実施要領（平成 20 年 10 月 1 日制定）第 4 条の規定を適用する。

12 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い

もの（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、落札者となるべき者は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、本案件の落札者を決定する順位は、原則として開札順に行うこととする。先に開札した工事が落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。

なお、工事の入札を中止又は取止めた場合は、当該工事はなかったものとみなし、落札者の決定順位を繰り上げて、入札手続きを続行する。

- (1) 入札価格が、千葉県道路公社建設工事等契約事務取扱実施要綱第11条により作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

13 低入札価格調査

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定の通知をする。
- (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があり、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者から書類の提出の指示があったときは、開札日の翌日から起算して5日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された当該書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならず、規定の期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査の結果、「価格失格判定基準」又は「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。

14 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。
- (2) 本案件は一抜け方式対象案件であることから、先に落札者を決定した工事で落札者となった者が、次工事以降にも参加している場合は、その入札を無効とする。

15 配置予定主任（監理）技術者の確認

- (1) 本案件の工事に入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配布する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。
また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。
なお、複数の配置予定技術者を申請する場合は、申請する全ての者について2(4)の基準を満たしていること。
- (2) 本案件の工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
- ア 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技師補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
- オ 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
- カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。
- (3) 落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

16 苦情等の申立て

- (1) 本案件の工事の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日以内（県の休日を除く。）（令和5年10月3日（火）まで）に、書面により千葉県道路公社総務部総務企画課長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。
- (2) 総合評価方式による入札において落札者にならなかつた者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、書面により千葉県道路公社総務部総務企画課長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から5日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。
- (3) 再苦情の申し立てについては、苦情の申立てに対する回答の日から7日以内（県の休日を除く。）に、書面により千葉県道路公社総務部総務企画課長に説明を求めることができる。

17 その他

- (1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 提出された資格確認資料及び技術資料は、公表し、また無断で使用することはしない。
- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- (7) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を本案件の工事の現場に専任で配置すること。

なお、本案件以外の他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったとき等は、入札参加資格の確認結果通知前においては、直ちに申請書の取下げを行い、入札参加資格の確認結果通知後においては、入札してはならない。

また、入札後から開札日時（第1回目）の間に他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに18の問い合わせ先に申し出ること。

これらの行為を行わなかった場合においては、千葉県道路公社建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (8) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、主任（監理）技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。
 - ア 65点未満の工事成績評定を受けている者
 - イ 発注者から工事完成検査等において修補（軽微な手直しは除く。）の必要があると認められた者
 - ウ 発注者から、工事目的物の全部又は一部の引渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）に起因し工事請負契約に基づく修補（軽微な手直し等を除く。）若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求又は損害賠償を請求された者
 - エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者
 - オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

- (11) 「資格確認資料」「技術資料」「入札書」「工事費内訳書」「誓約書」に係る提出の日付は、それぞれの受付期間内の日付とすること。
- (12) 開札日に立会いを希望する者は名刺を持参すること。
- (13) 一般競争入札に関する事項及び資料の様式等に関することについては、千葉県ホームページで公開している「一般競争入札のしおり（建設工事等）」を参考とすること。

一般競争入札のしおり

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kenseisukouji/kitei-tsuchi/shiori/ippankyouousou.html>

18 問い合わせ先

千葉県道路公社 総務部 総務企画課

電話 043（227）9331

〈注 意 事 項 〉

1 各書類の送付方法

・郵送又は託送(書留等の記録の残るものに限る)により提出(期限必着)

①入札参加資格確認申請書

令和5年9月13日(水)～令和5年9月15日(金)

②技術資料

③入札書

④工事費内訳書

⑤誓約書

⑥一般競争入札参加資格確認結果通知書(写)

令和5年10月4日(水)

～

令和5年10月6日(金)

※③入札書と④工事費内訳書は、**それぞれ個別の封筒**に入れ、のり付け

したうえで、**②⑤⑥と一緒に封筒に入れること。**

※①～⑤に係る提出の日付は、**それぞれの受付期間内の日付**とする。

※入札参加資格がないと認められた者は②～⑥の提出は必要ありません。

2 開札日当日について

開札の立会は希望制です。

入札参加資格が「有」となった方で、立会を希望する方は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」と一緒に送付される「立会確認書」を記入しFAXで回答してください。

なお、当日は名刺を持参のうえ、下記時間までに来社してください。

日時：令和5年10月17日(火)

【A工事】：国道道路改築工事（舗装工その1）午前10時00分

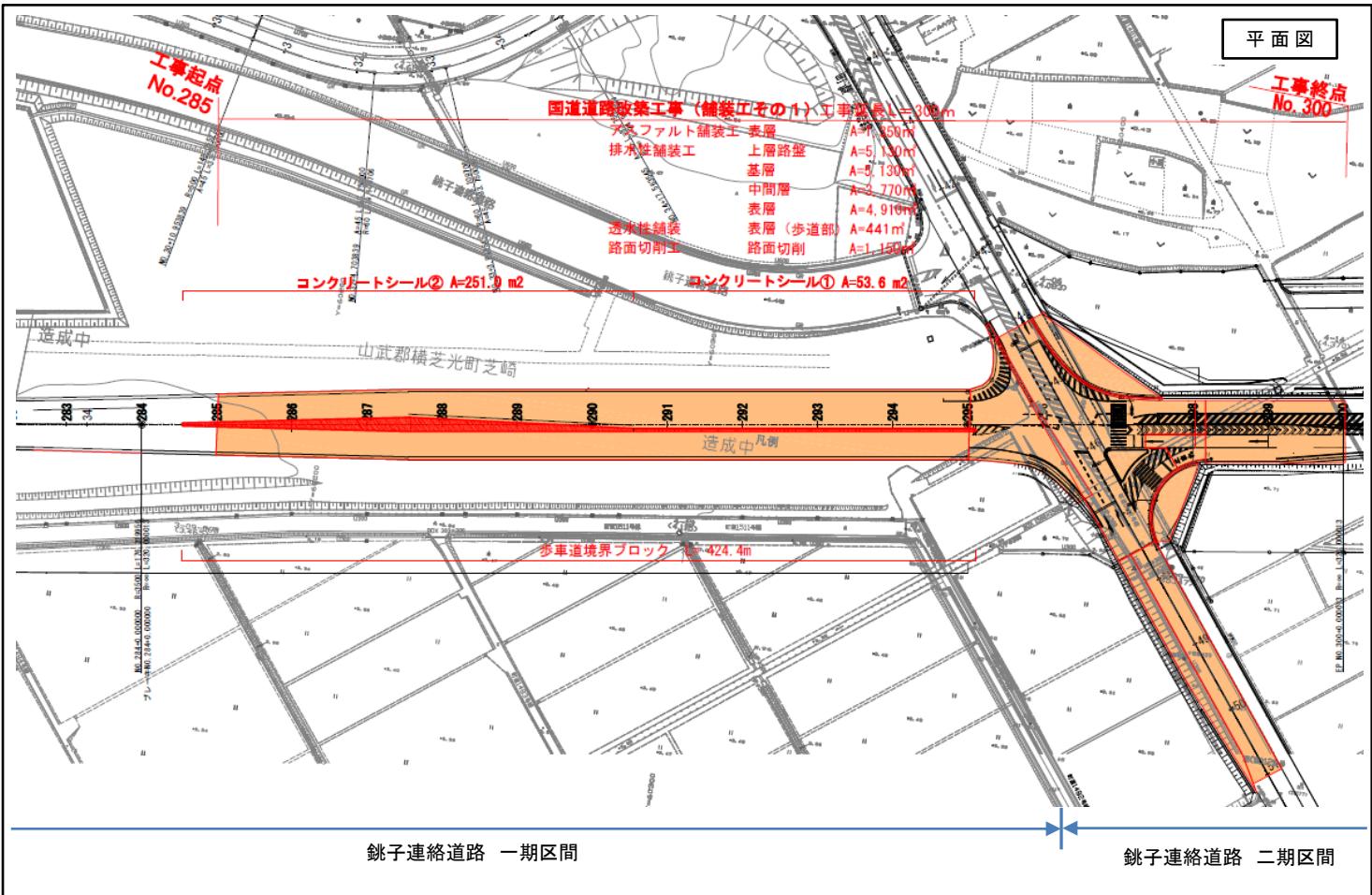
【B工事】：国道道路改築工事（舗装工その2）午前10時30分

場所：千葉県道路公社 会議室

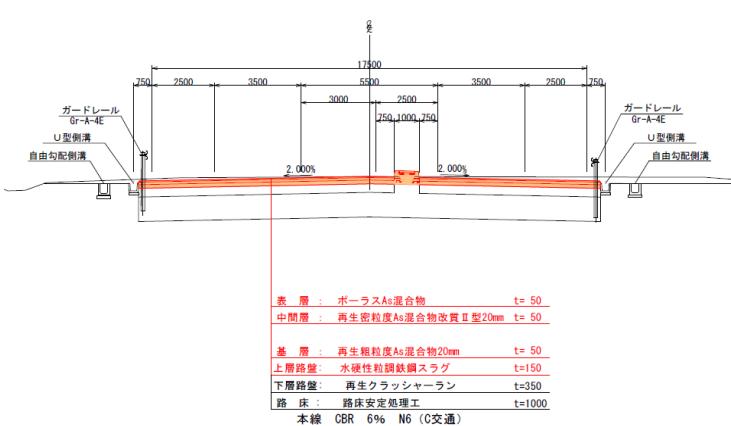
工事概要図

工事名 国道道路改築工事(舗装工その1)

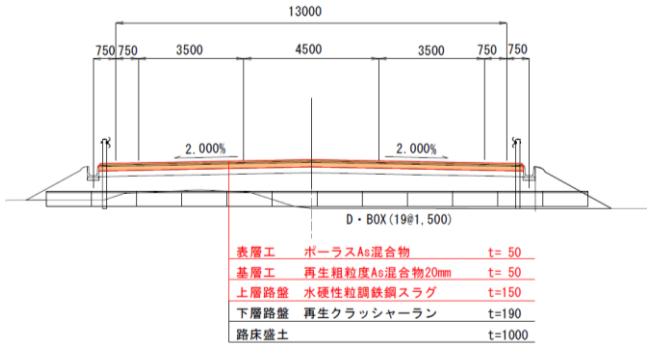
工事箇所 山武郡 横芝光町 芝崎



一期区間 標準横断図



二期区間 標準横断図



工事概要図

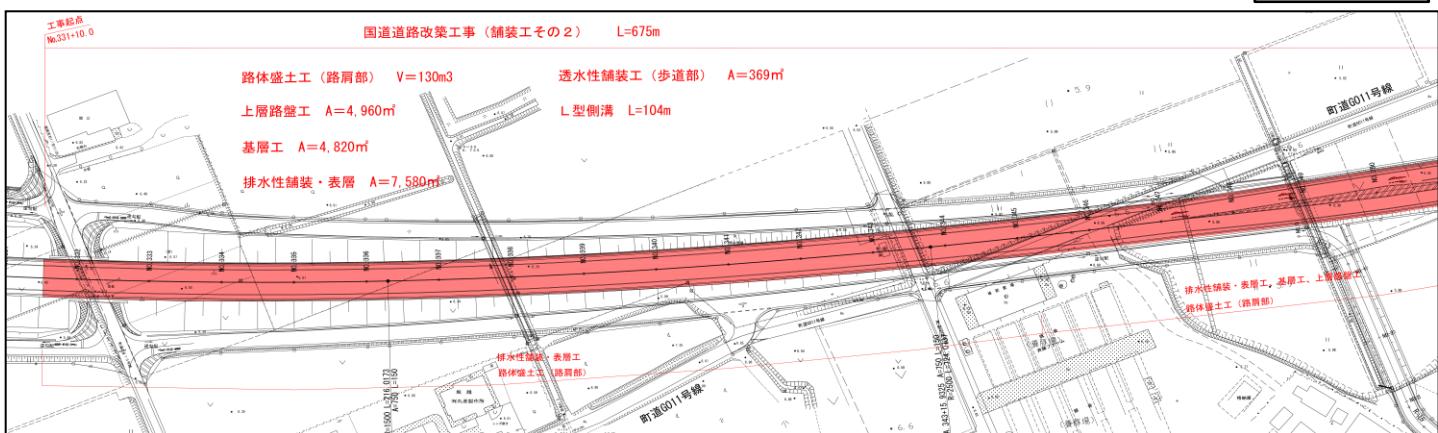
工事名 国道道路改築工事(舗装工その2)

工事箇所 山武郡 横芝光町 宮川

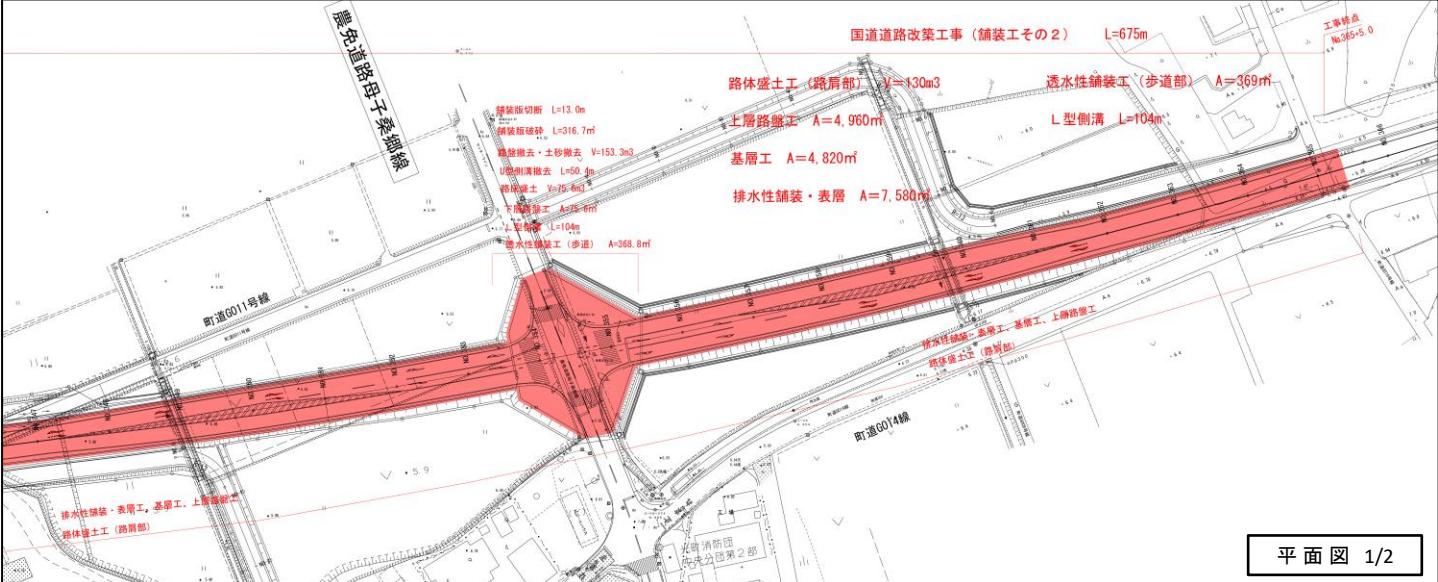


工事箇所

平面図 1/2



国道道路改築工事 (舗装工その2) L=675m



平面図 1/2

横断図

